

第二十一回帝國議會 衆議院 司法官試補實地修習期間減縮ニ關スル法律案委員會會議錄(筆記)第三回

會議

明治三十八年二月十七日午前十時三十分開議

出席委員左ノ如シ

中西 光三郎君

望月

長夫君

大野

久次君

牧野 逸馬君

平島

松尾君

出席國務大臣左ノ如シ

司法大臣 波多野敬直君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

司法官試補實地修習期間減縮ニ關スル法律案

○委員長中西光三郎君 夫レデハ是カラ前回ニ引續イテ會議ヲ開キマス

○望月長夫君 此ノ案ハ此ノ間ノ會議ニテ如何ニモ再三再四姑息ヲ遣リ方デアレバ此ノヤウナ案ニハ到底贊成スルコト云フコトハ出來ナイト云フ意向ニ傾キ、其レガタメニ政府ノ方ニテモ、再考スルコト云フコトデシタガ、其ノ御意見ヲ承リタイト思ヒマス

○司法大臣波多野敬直君 只今望月君ノ云ハル、通り、ナル程再考スルコトニナッテ居リマシテ、(ダン)一、再考シテ見マシタガ、御意見ノ通り此ノ案ヲ出スコト三回、實ハ裁判所構成法ヲ改正スル場合ニ改メタイト思ッタノデスガ、全部ノ改正ヲ見合セ、先ツ此ノ際マデハ單行法律ヲ出スヨリ外ナイト思ヒマス、此ノ案ハ貴族院ノ方ハ已ニ通過シテ本院ニ參ッタ次第デアリマスカラ今更本案ヲ撤回スルコトハ面倒デモアリ、而シテ裁判所構成法ノ改正案ヲ提出スルニモ、モウ時日ガアリマセンカラ、政府デハ飽クマデ本案ノ御協贊ヲ得タイト思フデアリマス

○望月長夫君 私ニ於キマシテモ斯ノ如キ性質ノ法律ヲ必要ト認メマス、兼テ次官ヨリノ話モアリマシタガ、今期ノ試験ヨリ、試験方法ヲ改メ全國ノ司法官試補ヲ悉ク東京ニ集メ、司法省監督ノ下ニ試験ヲシ、從來ノ如ク悉ク試験ニ及第セシメ然ラザレバ試験ヲ罷免スルコト云フヤウナコトナク更ニ能力ニ應ジテ及第シ若クハ尙修習セシメルコト今度ノ試験カラ之ヲ行ウカドウカト云フコト、ソレカラ其ノ次ハ、只今大臣ノ御話ヲ承リマスルト、構成法改正案ヲ出スコト云フヤウニ仰セラレマシタガ、其ノ時期ハ不明了デアル、ソレデ此ノ法律ガ只今出テ居ル、三年以後ニ再ビ其ノ形式ノマ、ニ延長スルコトハナクシテ、此ノ法律有効期間中ニ之ニ代ルベキ適當ノ法律ヲ制定スルコトヲ保證セラル、ヤ否ヤ、若シ此ノ事ガ保證ガ出來マスレバ、委員長ガ本會議ニテ其ノ旨ヲ報告スルモ敢テ差支ナキヤ否ヤ此ノ二點ヲ伺ヒマス

○司法大臣波多野敬直君 御答ヘ致シマスガ、此レマデノ試験ノ方ハ不完全ナトコロモアリマスカラ、改正シタイト云フ考デアリマス、此ノ期ノ試験ヨリ、改正シタイト思ヒマス、第二ノ御質問ノ此ノ法律有効期間ニ適當ナル案ヲ備ヘ出スコト云フコトハ、コレハ政府モ其ノ考デ、又二年ニスルコト云フコトハシナイ、ツモリデアリマス、構成法ノ改正ハドウナリマシテモ、此ノ司法官試補ニツイテハ、此ノ法律ノ有効期間内ニ法律ヲ制定セントス

ル考デス

○望月長夫君 委員長ガ本會デ之ヲ報告スルコトハ……

○司法大臣波多野敬直君 一向差支アリマセン

○望月長夫君 然ラバ私ハ本案ニ贊成致シマス、今日ノ場合止ムヲ得マセン

(「贊成」ト云フモノアリ)

○委員長中西光三郎君 別ニ御異議ガナイヤウデスカラ、原案ノ通り可決サレタモノト認メマス、是デ散會

于時十時四十五分

明治三十八年二月十七日印刷

明治三十八年二月十八日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局